

## 水質基準に関する省令

平成15年5月30日厚生労働省令101号より  
一部改正 令和2年4月1日厚生労働省令第38号

物質名称	基準値	物質名称	基準値
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下
2 大腸菌	検出されないこと	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	38 塩化物イオン	200mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	40 蒸発残留物	500mg/L以下
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	46 有機物（TOC）	3mg/L以下
21 塩素酸	0.6mg/L以下	47 pH値	5.8以上8.6以下
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	48 味	異常でないこと
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	49 臭気	異常でないこと
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	50 色度	5度以下
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	51 濁度	2度以下
26 臭素酸	0.01mg/L以下		